## 別記3 建築物環境衛生管理基準(1/2)

項目	管理基準 管理基準				頻 度	頻 度 測定方法(位置・時間/機器・器具等)			
空気環境の調整	空気 機械調和 換気		<b>孚遊粉</b> じんの量	0.15mg/m³以下		◎測定位置 通常の使用時間中、各 階ごとに、居室の中央 部の床上 75cm 以上 150cm 以下の位置におい て測定	<ul><li>1 グラスファイバーろ紙(0.3um のステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る)を装着して相対沈降径がおおむね10um以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器</li><li>2 厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器 ◎重量濃度測定器(光散乱法、反射率法、透過率法による測定器)</li></ul>		
	空気調和	- 1 切らてもは 尺骨によりより 酸ル巴主の今七歩ぶよりはは 100 七十		100 万分の 10 以下 (100 万分の 20 以下)			<ul><li>1 検知管方式による一酸化炭素検定器</li><li>2 1と同程度以上の性能を有する測定器</li><li>◎五酸化ヨウ素法、ホプカライト法による測定器、赤外線分析計</li></ul>		
	空気調和	機械換気	二酸化炭素の含有率	100 万分の 1000 以下	2ヶ月以内ごとに1回、	<ul> <li>◎判定等</li> <li>1)遊離粉じん、CO, CO₂</li> <li>については、1日の使用時間中の平均値により判定</li> <li>2)温度、湿度、気流については、居室の通常の使用時間中常に基準の範囲内にあること</li> </ul>	<ul><li>1 検知管方式による二酸化炭素検定器</li><li>2 1と同程度以上の性能を有する測定器</li><li>◎簡易定量法、水酸化バリウム法、ガス干渉法による測定器</li></ul>		
	空気調和	加湿 付き 機械 換気	<b>温度</b>	17℃以上、28℃以下 居室における温度を 外気の温度より低く する場合は、その差 を著しくしないこと	定期に測定		1 0.5 度目盛りの乾湿球湿度計 2 1 と同程度以上の性能を有する測定器		
	空気調和	加湿 付き 機械 換気	相対湿度	40%以上、70%以下			1 0.5 度目盛りの乾湿球湿度計 2 1と同程度以上の性能を有する測定器 ◎アスマン通風乾湿球湿度計、アウグスト乾湿計		
	空気調和	機械換気	幾械 換気 気流 0.5m/秒以下			3)ホルムアルデヒドの サンプリング時間は 30分間、当該建築等 を行った階層の居室 について測定する	<ol> <li>0.2m/s以上の気流を測定できる風速計</li> <li>1と同程度以上の性能を有する測定器 ◎カタ温度計、熱線風速計、風熱体速計</li> </ol>		
	空気調和			0. 1mg/m³以下	新築、大規模修繕又は大 規模の模様替が完了し、 使用を開始した日以後最 初の6/1~9/30まで の期間中に1回測定		1 2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器 2 4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器 3 厚生労働大臣が別に指定する測定器		
	空気調和	病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置 冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道法第4条に規定する水質基 準に適合していること。							
		加湿 付き 機械 換気	冷却塔及び冷却水について、汚れの状況を点検 及び換水等を行う。 レジオネラ菌が 100CFU/100mL 以上検出の場合、		冷却塔の使用開始時と 1ヶ月以内ごとに1回、 定期に行う		公益社団法人日本水道協会の「上水試験方法」又はこれと同程度以上の精度を有する方法によること。		
			加湿装置について、汚れの状況を点検し、必要に	応じ、清掃等を行う	加湿装置の使用開始時と 1ヶ月以内ごとに1回、 定期に行う				
			空気調和設備内に設けられた排水受けについて、汚れ及び閉塞の状況 を点検し、必要に応じ、清掃等を行う 冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃		排水受けの使用開始時と 1ヶ月以内ごとに1回、 定期に行う				
					1年以内ごとに1回、 定期に行う				
排水の管理	排水設備の掃除				6ヶ月以内ごとに1回、 定期に行う				
	技術上の基準に従い、設備の補修、掃除その他の設備の維持管理に努める。				7.277. 117				
掃除	掃除				日常行う清掃と大掃除を 6ヶ月以内ごとに1回、 定期に統一的に行う				
	技術上の基準に従い、清掃、掃除用機器等及び汚物処理設備の維持管理に努める。								
ねずみ昆虫	ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所、進入経路及び被害状況について調査を実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずる				6ヶ月以内ごとに1回、 定期に統一的に行う				
等の防除	技術上の基準に従い、ねずみ、昆虫等の防除及び設備の維持管理に努める								

別記3 建築物環境衛生管理基準(2/2)

項目		管理基準	頻 度	測定方法	(位置・時間/機器・器具等)	
給水栓におけ る残留塩素 (注1)		遊離残留塩素の含有率(結合残留塩素の含有率)	0.1mg/L以上 (0.4mg/L以上)	7日以内ごとに1回、定期に測定	給水栓の末端	DPD 法又はこれと同等以上の精度を有する方法
		遊離残留塩素の含有率(結合残留塩素の含有率) *給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれのある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合	0.2mg/L以上 (1.5mg/L以上)			
水質検査	水道水の	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物 イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度、*鉛及びその化合物、*鉄及びその化合物、*亜鉛及びその化合物、*銅及びその化合物、*蒸発残留物(16 項目)		6ヶ月以内ごとに1回、定期に測定 (但し、*の項目が水質基準に適合していた場合は、その次の回の検査については、省略可) 水質変動の把握が必要なら鉄と硬度を年2回測定する	- - - 給水栓の末端	「水質基準に関する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法」 に定める方法又はこれと同等以上の 精度を有する方法
	場合注1	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブ゙ロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、プロモジクロロメタン、トリクロロ酢酸、プロモホルム、ホルムアルデヒド(12項目)	水質基準に適合 (水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令で定める水質基準)	毎年6/1 ~ 9/30の間に1回、定期に測定		
		基準全項目検査(51項目)		給水を開始する前		
	地下水等	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、*鉛及びその化合物、*亜鉛及びその化合物、*鉄及びその化合物、*銅及びその化合物、*蒸発残留物(16項目)		6ヶ月以内ごとに1回、定期に測定 (但し、*の項目が水質基準に適合していた場合は、その次 の回の検査については、省略可) 水質変動把握必要なら鉄と硬度を年2回測定する		
	+の場合	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブ゙ロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモホルム、ホルムアルデ゙ヒド(12項目)		毎年6/1~ 9/30の間に1回、定期に測定		
		四塩化炭素、シスー1,2ージクロロエチレン及びトランスー1,2ージクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、フェノール類(7項目)		3年以内ごとに1回、定期に測定		
		貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置で防錆剤の含有率は、リン酸塩を主成分とするものにあっては五酸化リンとして5mg/L、は二酸化ケイ素として5mg/L、両者の混合物を主成分とするものにあっては五酸化リンプ/Lを超えてはならない。注入初期は、いずれの場合も15mg/Lを超えてはならない。	防錆剤の水質は2ヶ月以内ごとに1回 防錆剤の使用は、赤水等の応急対策とし、使用する場合は、 適切な品質規格及び使用方法等に基づき行う	給水栓	公益社団法人日本水道協会の「上水 試験方法」又はこれと同程度以上の 精度を有する方法。	
施設の管理		給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めた。 の検査を行う	その都度			
		地下水等を使用する場合で、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化及びその他の 合しないおそれがあるときには必要な項目の検査を行う	その都度			
		供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、供給を停止し、かつ、 る旨を関係者に周知する	直ちに			
		貯水槽の掃除	1年以内ごとに1回、定期に行う			
		水質基準に関する省令で定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別にの設備の維持管理に努める				
給水栓( る残留な		遊離残留塩素の含有率(結合残留塩素の含有率)	0.1mg/L以上 (0.4mg/L以上)	7日以内ごとに1回、定期に行う	給水栓	DPD 法又はこれと同等以上の精度を有する方法
		遊離残留塩素の含有率(結合残留塩素の含有率) *給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれのある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合	0.2mg/L以上 (1.5mg/L以上)			
水質机 (散水・修 掃・水洗 水)		し尿を含む水を原水として使用しないこと (水洗便所用水を除く)				
	. EE-IA -	pH値	5.8以上8.6以下	7日以内ごとに1回、定期に行う		
		臭気	異常でない			
	・修景・清 水 洗 便 所 用	外観	ほとんど無色透明			
		大腸菌	不検出			
		濁度(水洗便所用水を除く)	2度以下	2ヶ月以内ごとに1回、定期に行う		
		   雑用水の水槽の点検等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必勢	随時			
施設	の管理	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、供給を停止し、かつ、 る旨を関係者に周知する	直ちに			

<sup>(</sup>注1) 水道法第3条第9項に規定する給水装置を設けて給水している場合を除く。(すなわち、直結給水の場合を除く。)